

群馬大学大学院共通科目に関する内規

平成 30. 4. 1 制定

改正 平成 30. 10. 1 平成 31. 4. 1

令和元. 10. 1 令和 2. 4. 1

令和 2. 10. 1

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、群馬大学大学院学則第 12 条第 2 項の規定に基づき、大学院共通科目に関し必要な事項を定める。

(授業科目及び単位数)

第 2 条 大学院共通科目の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修手続)

第 3 条 学生は、大学院共通科目を履修しようとする場合は、所属する研究科又は学府（以下「研究科等」という。）の定めるところにより、履修手続を行わなければならない。

(単位の取扱い)

第 4 条 学生が修得した大学院共通科目の単位は、所属する研究科等の定めるところにより、当該研究科等の課程修了の要件となる単位として認定することができる。

(内規の改廃)

第 5 条 この内規の改廃は、学長が行う。

(雑 則)

第 6 条 この内規に定めるもののほか、大学院共通科目に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

授 業 科 目	単位数	備 考
障害児の行動理解と支援	2	教育学研究科（修士課程）
社会情報学特論	2	社会情報学研究科（修士課程）
情報ネットワーク特論	2	
意思決定科学特論	2	
グローバル地域創生特論	2	
先端応用情報学特講C（環境保全と防災）	1	
先端応用情報学特講D（国連SDGsにおける地域環境保全）	1	
先端応用情報学特講E（院生のための「まちづくりとグローバル・コミュニケーション」）	1	
先端応用情報学特講F（院生のための「グローバル地域創生と企業」）	1	
先端応用情報学特講G（院生のための「ビジネス日本語」）	1	
先端応用情報学特講H（院生のための「グローバル・インターンシップ・プログラム」）	1	
研究倫理（講義）	1	医学系研究科（修士課程，博士課程） 保健学研究科（博士前期課程，博士後期課程）
研究倫理（Eラーニング）	1	
放射線生物学	1	医学系研究科（修士課程）
放射線基礎物理学	2	
放射線計測学講義	2	
情報処理学・画像工学	2	
医学物理実習	1	
医学物理演習	1	
MOT特論	2	
経営工学特論	2	
ものづくりビジネス	2	
アントレプレナーシップ特論	2	
医工連携特論	1	
医理工連携重粒子線治療の物理と医学特論	2	
研究人材就業力養成基礎	2	理工学府（博士後期課程）

実践アントレプレナーシップ特論	1	
実践研究リーダーシップ特論	1	
次世代モビリティ技術	2	研究・産学連携推進機構次世代モビリティ社会実装 研究センター
次世代モビリティ高度交通システム	2	
次世代モビリティ社会の変化と可能性	2	
ベイズ統計学特論	2	数理データ科学教育研究センター
食の安全特論	2	食健康科学教育研究センター
生活習慣病と食健康科学特論	2	
実践食品イノベーション特論	1	
食品科学特論	2	
食品生産工学特論	2	